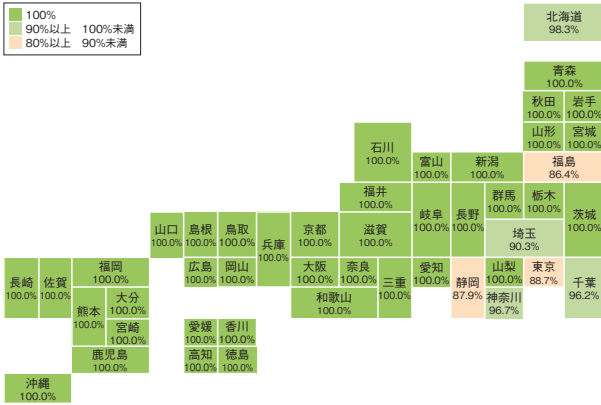


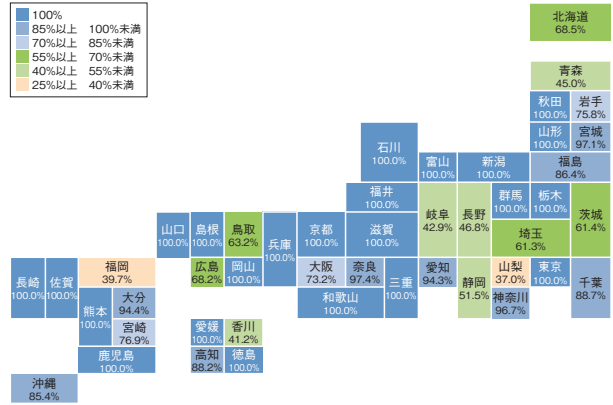
び福岡県の職員等に向けて、犯罪被害者等施策への理解の促進や犯罪被害者等への対応のために必要となる基礎的知識等を習得するための研修会を実施したほか、茨城県

及び福島県が開催した会議・研修において、市区町村における施策主管課の確定及び総合的対応窓口の設置に向けて働きかけた。

市区町村における犯罪被害者等施策主管課の確定状況
(政令指定都市を除く) (平成26年4月1日現在)



市区町村における総合的対応窓口の設置状況
(政令指定都市を除く) (平成26年4月1日現在)



(2) 地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組の促進

【施策番号143】

内閣府では、地域の男女共同参画センター等において、性犯罪被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するためにその事業の企画等を担当する職員や相談員等を対象とした研修を実施し、先進的な好事例を紹介するとともに、地方公共団体などの関係機関の効果的な連携による性犯罪被害者支援の取組事例等について調査研究を実施した（P13【相談先整理番号14】参照）。また、平成26年度は、地方公共団体における性犯罪被害者等への支援に関する取組を促進するため、様々な取組を実証的に調査研究する事業を予算措置している。

(3) 性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供

【施策番号144】

P55【施策番号47】参照

(4) 医療機関における性犯罪被害者への対応の体制の整備

【施策番号145】

P55【施策番号48】参照

(5) 性犯罪被害者対応における看護師等の活用

【施策番号146】

P55【施策番号49】参照

(6) 性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実

【施策番号147】

P57【施策番号61, 62】参照

(7) ワンストップ支援センターの設置促進

【施策番号148】

ア P55【施策番号50】参照

【施策番号149】

イ P55【施策番号51】参照

【施策番号150】

ウ P55【施策番号52】参照

【施策番号151】

エ P56【施策番号53】参照

(8) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

【施策番号152】

内閣府において、認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークが開催する全国研修会に講師を派遣し、犯罪被害者等に対する支援全般をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援した。

また、民間の団体で支援活動を行う者の養成・研修を実施する際の研修教材として、内閣府において平成22年度に作成し、都道府県・政令指定都市、犯罪被害者支援団体等に配布したDVDが、犯罪被害者支援団体における人材育成研修等において活用されている。

警察において、認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークをはじめとする被害者支援団体に対し、研修内容に関しての助言や講師派遣などの協力を行っている。また、犯罪被害者等が必要とする支援についての相談や情報提供、適切な機関・団体への橋渡しなど、犯罪被害者等に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たす民間支援員の育成を支援するため、被害者支援連絡協議会等で具体的事例を想定した犯罪被害者支援についての実践的なシミュレーション訓練を実施している（被害者支援連絡協議会については、下記【施策番号154】参照）。

(9) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

【施策番号153】

警察において、他の犯罪被害者等支援に係る関係機関・団体などとの連携・協力を充実・強化し、それらの関係機関・団体などの犯罪被害者等支援のための制度などを説明できるように努めている。さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書などを常備し、犯罪被害者等に提供している。

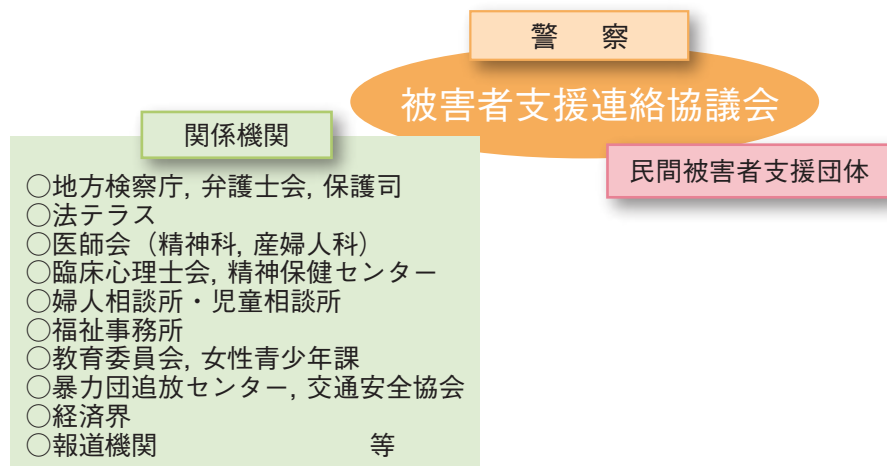
(10) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

【施策番号154】

警察において、生活上の支援をはじめ、医療、公判に関することなど極めて多岐にわたる犯罪被害者等のニーズに応え、総合的な支援を行うため、警察のほか、地方検察庁、弁護士会、日本司法支援センター、医師会、臨床心理士会、知事部局や市の担当部、県や市の相談機関などによる「被害者支援連絡協議会」を全都道府県に設立し、関係機関・団体などの相互の連携を図っている。また、個々の事案において、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握し、よりきめ細かな総合的支援を行うために、警察署を単位とした連絡協議会（被害者支援地域ネットワーク）を構築している。

平成25年4月1日現在、被害者支援連絡協議会が47（全都道府県）、被害者支援地域ネットワークが1,125（全警察署数1,173）設置されている。

警察と関係機関・団体などのネットワーク



提供：警察庁

(11) 警察における相談体制の充実等

【施策番号155】

警察において、犯罪被害の未然防止に関する相談など各種相談に応じる窓口を設置している。また、電話による相談についても、全国統一番号の警察相談専用電話「#9110」番を設置するとともに、このような総合的な相談に加え、犯罪被害者等のニーズに応じて、性犯罪相談、少年相談、消費者被害相談など個別の相談窓口を設け、相談体制の充実に努めている。さらに、犯罪被害者の住所地や、匿名や実名であるかにかかわらず相談に応じるとともに、犯罪被害者の要望により、被害者支援連絡協議会などのネットワークに参画する関係機関・団体に関する情報提供やこれらへの引継ぎを行うなど、犯罪被害者がより相談しやすく、より負担が少なくなるような対応に努めている（P4【相談先整理番号2】参照）。

また、警察庁から委託を受けた民間団体が、特定の犯罪等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」を運用し、犯人の検挙や犯罪被害者の早期保護などに役立っている（P63【施策番号81】参照）。

このほか、各都道府県警察本部・警察署において、交通事故の当事者からの相談に応じ、

- ・ 保険請求、損害賠償請求制度の概要の説明
 - ・ 被害者援助、救済制度の概要の説明
 - ・ 各種相談窓口、被害者支援組織、カウンセリング機関の紹介
 - ・ 示談、調停、訴訟の基本的な制度、手続などの一般的事項の説明
- などを実施している。

また、都道府県警察において、死亡事故などの一定の交通事故事件の被害者等から、当該交通事故などを起こした加害者に対する意見の聴取等の期日などや行政処分の結果についての問合せがあった場合に、それぞれ適切に対応しており、平成25年中の都道府県警察における意見の聴取等の期日などに関する問合せに対する回答件数は4件、行政処分の結果に関する問合せに対する回答件数は19件であった。

さらに、都道府県交通安全活動推進センターにおいても、職員のほか、弁護士などが、交通事故被害者等からの相談に応じ、適切な助言を行っており、平成24年度中の同センターにおける交通事故相談回数は14,511回であった。

(12) 「指定被害者支援要員制度」の活用

【施策番号156】

警察において、専門的な被害者支援が必要

とされる事案が発生したときに、捜査員とは別に指定された警察職員が犯罪被害者等への付添い、説明などの事件発生直後における犯罪被害者支援活動を行う「指定被害者支援要員制度」を各都道府県警察で導入している。

平成25年12月末現在、指定被害者支援要員として全国で3万3,687人が配置されている。

指定被害者支援要員制度

対象事件	<ul style="list-style-type: none"> ○殺人、傷害、強姦等の身体犯 ○ひき逃げ事件、交通死亡事故 ○その他事案により必要と認められる事件 等
任 務	<ul style="list-style-type: none"> ○付添い <ul style="list-style-type: none"> ・事件発生直後早期に臨場し、自己紹介 ・医師の診察が必要な場合の病院の手配、付添い ・実況見分の立会い ・自宅等への送迎 ○ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・心配事の相談受理（身の回りの世話など） ・事情聴取や被害者調書の作成又はそれらの補助 ○説明 <ul style="list-style-type: none"> ・「被害者の手引」の交付 ・刑事手続等の説明 ・家族、会社、学校などに対する説明、連絡 ○民間の被害者支援団体、部外のカウンセラー等の紹介、引継ぎ <p>等を必要に応じて行います。</p>

提供：警察庁

- 海上保安庁において、犯罪被害者等の支援、関係機関との連絡調整を行う犯罪被害者支援主任者を部署ごとに指定し、犯罪被害者等の個々の具体的な事情を把握し、その事情に応じ犯罪被害発生直後から犯罪被害者等へ必要な助言、情報提供などを行うとともに、具体的な支援の説明を行うなど、犯罪被害者等への経済的・精神的負担の軽減に努めている。

(13) 交通事故相談活動の促進

【施策番号157】

内閣府において、地方公共団体の交通事故相談活動の推進を図るため、相談員としての基本的な心構えや知識の習得を目的とした「交通事故相談員中央研修会(初任者コース)」を開催した。さらに、被害者等からの相談に対する相談員の対応能力を向上させるため、「交通事故相談員総合支援事業」を通じて、都道府県・政令指定都市の交通事故相談活動

(平成24年度の相談件数は都道府県58,364件、政令指定都市10,317件)に対する支援を行っている(P14【相談先整理番号16】参照)。

また、交通事故被害者等の支援の充実を図ることを目的として、自助グループ活動を促進するための自助グループ連絡会議、交通事故相談所、犯罪被害者支援センター等の関係団体間の連携の強化を図るための「各種相談窓口等意見交換会」等を行う「交通事故被害者サポート事業」を実施している。

平成25年度は、「交通事故で家族を亡くした子どもの支援」に関するシンポジウムを開催した。本シンポジウムは、交通事故で家族を亡くした子どもに焦点を当て、精神的支援に関する専門家の講義、遺族の講演、内閣府における取組等が紹介された。なお、一般の参加も可能とするオープンなシンポジウム形式での開催は、内閣府の交通事故被害者サポート事業として初めての試みであった。また、平成25年度に開催した意見交換会には、日本司法支援センターの新たな参加を得て、各参加機関・団体が行う被害者救済業務に関して情報交換を行った。

(14) 警察における被害少年が相談しやすい環境の整備

【施策番号158】

全都道府県警察において、「ヤングテレホンコーナー」などの名称で電話による少年相談窓口を設置するとともに、少年サポートセンターや警察署の少年係が少年や保護者などからの相談を受け付けている(P9【相談先整理番号7】参照)。

平成26年4月1日現在、全国196か所に少年サポートセンターが設置されているが、そのうち67か所は、少年や保護者などが気軽に立ち寄ることができるよう、警察施設以外の施設に設置されている。



(15) ストーカー事案への適切な対応

【施策番号159】

警察において、ストーカー行為者の検挙、ストーカー規制法に基づく警告、禁止命令等により被害の発生、拡大防止を図っている。

各種法令に抵触しない場合でも、必要に応じて、ストーカー行為者に対する指導・警告を行うとともに、被害者等に自分の身を守るための方策を教示したり、避難等が必要である場合は婦人相談所等の関係機関を教示するなど、被害者等の立場に立った積極的な対応を図っている。

平成25年中のストーカー規制法に基づく警察本部長等の援助件数は6,770件となっており、「被害防止措置の教示」や「被害防止に資する物品の教示又は貸出し」などの援助を行っている（「ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」：<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/stalker/25DV.pdf>）。

なお、平成25年にはストーカー規制法の改

正が行われ、電子メールの連続送信行為の規制や禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大、婦人相談所その他適切な施設によるストーカー被害者支援が追記された。

また、昨今においても重大な結果を生じさせる事案が発生していることから、警察では、ストーカー事案等に一元的に対処するための体制を全国の警察本部に確立し、迅速かつ的確な対応の徹底を図っているほか、被害者に対し、事案の危険性や警察の執り得る措置等を分かりやすく説明する「被害者の意思決定支援手続」や事案の危険性等を判定する「危険性判断チェック票」の導入、逮捕状請求における被疑事実の要旨記載に際しての被害者に関する事項の表記方法への配慮、保護観察付執行猶予者である行為者の特異動向の把握等に関する保護観察所等との連携強化、被害者支援における婦人相談所、日本司法支援センター等の関係機関との協力等、被害の拡大及び再被害の防止対策を推進している（P12【相談先整理番号12】参照）。